

町田市市税条例の一部を改正する条例に関する専決処分の承認を求めることについて

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定に基づき、別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

令和6年（2024年）6月4日

提出者 町田市長 石 阪 丈 一

専決処分書

町田市市税条例の一部を改正する条例について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により専決処分する。

令和6年（2024年）3月31日

町田市長 石 阪 丈 一

町田市市税条例の一部を改正する条例

町田市市税条例（昭和３６年１２月町田市条例第２３号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の下線を付した部分について改正する。

改正後	改正前
（市民税の減免） 第４０条 略 ２ 前項の規定により市民税の減免を受けようとする者は、<u>納期限までに</u>次に掲げる事項を記載した申請書に減免を受けようとする事由を証明する書類を添付して市長に提出しなければならない。ただし、<u>市長が、当該者が同項各号のいずれかに該当することが明らかであり、かつ、市民税を減免する必要があると認める場合は、この限りでない。</u> （１）～（３）略 ３ 第１項の規定に<u>より</u>市民税の減免を受けた者は、その事由が消滅した場合<u>には</u>、直ちにその旨を市長に申告しなければならない。 （固定資産税の減免） 第５９条 略 ２ 前項の規定に<u>より</u>固定資産税の減免を受けようとする者は、<u>納期限までに、次に掲げる事項を記載した申請書にその減免を受けようとする事由を証明する書類を添付して市長に提出しなければならない。ただし、市長が、当該者が所有する固定資産が同項各号のいずれかに該当することが明らかであり、かつ、固定資産税を減免する必要があると認める場合は、この限りでない。</u> （１）～（５）略 ３ 第１項の規定に<u>より</u>固定資産税の減免を受けた者は、その事由が消滅した場合には直ち	（市民税の減免） 第４０条 略 ２ 前項の規定により市民税の減免を受けようとする者は、<u>第１期分の納期限内に</u>次に掲げる事項を記載した申請書に減免を受けようとする事由を証明する書類を添付して市長に提出しなければならない。ただし、<u>第１期分の納期限経過後に申請のあったものについては、その後に到来する納期限に係る分からこれを適用する。</u> （１）～（３）略 ３ 第１項の規定に<u>よって</u>市民税の減免を受けた者は、その事由が消滅した場合<u>においては</u>、直ちにその旨を市長に申告しなければならない。 （固定資産税の減免） 第５９条 略 ２ 前項の規定に<u>よって</u>固定資産税の減免を受けようとする者は、<u>当該年度の前年度に係る賦課期日から引き続き当該資産を所有し、かつ、その申請すべき事項に異動がないと市長が認めた場合を除き、第１期分の納期限内に、次に掲げる事項を記載した申請書にその減免を受けようとする事由を証明する書類を添付して市長に提出しなければならない。ただし、第１期分の納期限経過後申請のあったものについては、その後に到来する納期限に係る分からこれを適用する。</u> （１）～（５）略 ３ 第１項の規定に<u>よって</u>固定資産税の減免を受けた者は、その事由が消滅した場合に<u>おい</u>

に、その旨を市長に申告しなければならない。

(特別土地保有税の減免)

第102条の3 略

- 2 前項の規定により特別土地保有税の減免を受けようとする者は、納期限までに、次に掲げる事項を記載した申請書にその減免を受けようとする事由を証明する書類を添付して市長に提出しなければならない。ただし、市長が、当該者が所有し、又は取得する土地が同項各号のいずれかに該当することが明らかであり、かつ、特別土地保有税を減免する必要があると認める場合は、この限りでない。

(1)～(3) 略

3 略

附 則

(令和6年度分の個人の市民税の特別税額控除)

第5条の5 令和6年度分の個人の市民税に限り、法附則第5条の8第4項及び第5項に規定するところにより控除すべき市民税に係る令和6年度分特別税額控除額を、前年の合計所得金額が1,805万円以下である所得割の納税義務者(次条及び附則第5条の7において「特別税額控除対象納税義務者」という。)の第19条、第21条から第22条の3まで、附則第3条の3第2項、附則第5条第1項、附則第5条の3の2第1項、前条及び附則第7条の2の規定を適用した場合の所得割の額から控除する。

- 2 前項の規定の適用がある場合における第22条第2項、第37条の5第1項及び前条の規定の適用については、第22第2項及び前条中「附則第5条の6第2項」とあるのは「附則第5条の6第2項及び第5条の8第6項」と、第37条の5第1項中「課した」とあるのは「附則第5条の5第1項の規定の適用がないものとした場合に課すべき」と、「の前々年中」とあるのは「の同項の規定の適用がないものとした場合における前々年中」と、「

ては直ちに、その旨を市長に申告しなければならない。

(特別土地保有税の減免)

第102条の3 略

- 2 前項の規定により特別土地保有税の減免を受けようとする者は、納期限内に、次に掲げる事項を記載した申請書にその減免を受けようとする事由を証明する書類を添付して市長に提出しなければならない。

(1)～(3) 略

3 略

附 則

前々年中」とあるのは「、附則第 5 条の 5 第 1 項の規定の適用がないものとした場合における前々年中」とする。

（令和 6 年度分の個人の市民税の納税通知書に関する特例）

第 5 条の 6 令和 6 年度分の個人の市民税に限り、個人の市民税の納税通知書に記載すべき各納期の納付額については、第 3 1 条の規定にかかわらず、次に定めるところによる。

（1）特別税額控除対象納税義務者の特別税額

控除前の普通徴収に係る個人の市民税の額

（前条第 1 項の規定の適用がないものとした場合に算出される普通徴収に係る個人の

市民税の額をいう。）、特別税額控除前の普通徴収に係る個人の都民税の額（法附則第

5 条の 8 第 1 項及び第 2 項の規定の適用がないものとした場合に算出される普通徴収

に係る個人の都民税の額をいう。）及び普通徴収に係る森林環境税の額の合算額（以下

この号において「特別税額控除前の普通徴収に係る個人の住民税の額」という。）から

その者の普通徴収に係る個人の市民税の額、普通徴収に係る個人の都民税の額及び

普通徴収に係る森林環境税の額の合算額を控除した額（以下この項において「普通徴収の個人の住民税に係る特別税額控除額」という。）がその者の特別税額控除前の普通

徴収に係る個人の住民税の額を 4 で除して得た金額（当該金額に 1, 0 0 0 円未満の端数があるとき、又は当該金額の全額が 1,

0 0 0 円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てた金額。以下この項において「分割金額」という。）に 3 を乗じて得た金額をその者の特別税額控除前の

普通徴収に係る個人の住民税の額から控除した残額に相当する金額（以下この項において「第 1 期分金額」という。）に満たない場合には、当該納税通知書に記載すべき各

納期の納付額は、第 3 0 条第 1 項に規定する第 1 期の納期（以下この項、次項及び次

第 1 期の納期（以下この項、次項及び次

第 1 期の納期（以下この項、次項及び次

第 1 期の納期（以下この項、次項及び次

第 1 期の納期（以下この項、次項及び次

第 1 期の納期（以下この項、次項及び次

条第1項において「第1期納期」という。）
においてはその者の第1期分金額からその
者の普通徴収の個人の住民税に係る特別税
額控除額を控除した額とし、その他のそれ
ぞれの納期においてはその者の分割金額と
する。

(2) 特別税額控除対象納税義務者の普通徴収
の個人の住民税に係る特別税額控除額がそ
の者の第1期分金額以上であり、かつ、そ
の者の第1期分金額とその者の分割金額と
の合計額に満たない場合には、当該納税通
知書に記載すべき各納期の納付額は、第1
期納期においてはしないものとし、第30条
第1項に規定する第2期の納期（以下この
項及び次条第1項において「第2期納期」
という。）においてはその者の第1期分金額
とその者の分割金額との合計額からその者
の普通徴収の個人の住民税に係る特別税額
控除額を控除した額とし、第30条第1項
に規定する第3期の納期（以下この項にお
いて「第3期納期」という。）及び同条第1
項に規定する第4期の納期（以下この項に
おいて「第4期納期」という。）においては
その者の分割金額とする。

(3) 特別税額控除対象納税義務者の普通徴収
の個人の住民税に係る特別税額控除額がそ
の者の第1期分金額とその者の分割金額と
の合計額以上であり、かつ、その者の第1
期分金額とその者の分割金額に2を乗じて
得た金額との合計額に満たない場合には、
当該納税通知書に記載すべき各納期の納付
額は、第1期納期及び第2期納期において
はしないものとし、第3期納期においてはそ
の者の第1期分金額とその者の分割金額に
2を乗じて得た金額との合計額からその者
の普通徴収の個人の住民税に係る特別税額
控除額を控除した額とし、第4期納期にお
いてはその者の分割金額とする。

(4) 特別税額控除対象納税義務者の普通徴収
の個人の住民税に係る特別税額控除額がそ

の者の第1期分金額とその者の分割金額に2を乗じて得た金額との合計額以上である場合には、当該納税通知書に記載すべき各納期の納付額は、第1期納期、第2期納期及び第3期納期においてはしないものとし、第4期納期においてはその者の普通徴収に係る個人の市民税の額、普通徴収に係る個人の都民税の額及び普通徴収に係る森林環境税の額の合算額とする。

2 令和6年度分の個人の市民税（第1期納期から第37条第1項の規定により普通徴収の方法によって徴収されることとなったものを除く。）を同項の規定により普通徴収の方法によって徴収する場合については、前項の規定は、適用しない。

（令和6年度分の公的年金等に係る所得に係る個人の市民税に関する特例）

第5条の7 令和6年度分の個人の市民税に限り、第37条の2第1項の規定により特別徴収の方法によって徴収すべき公的年金等に係る所得に係る個人の市民税（第3項において「年金所得に係る特別徴収の個人の市民税」という。）の額及び同条第2項の規定により普通徴収の方法によって徴収すべき公的年金等に係る所得に係る個人の市民税の額については、次に定めるところによる。

（1）特別税額控除対象納税義務者の特別税額控除前の年金所得に係る個人の市民税の額（附則第5条の5第1項の規定の適用がないものとした場合に算出される第37条の2第1項に規定する前年中の公的年金等に係る所得に係る所得割額及び均等割額（これと併せて賦課徴収を行う森林環境税額を含む。以下この号及び第5号において同じ。）の合算額（以下この号及び第5号において「年金所得に係る所得割額及び均等割額の合算額」という。）をいう。以下この号及び第3項第1号において同じ。）からその者の年金所得に係る所得割額及び均等割額の合算額を控除した額（以下この項及び第

3 項において「年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額」という。）がその者の特別税額控除前の普通徴収に係る個人の市民税の額（特別税額控除前の年金所得に係る個人の市民税の額から特別税額控除前の特別徴収に係る個人の市民税の額（特別税額控除前の年金所得に係る個人の市民税の額の 2 分の 1 に相当する額をいう。以下この号において同じ。）を控除した額をいう。以下この号において同じ。）を 2 で除して得た金額（当該金額に 1, 0 0 0 円未満の端数があるとき、又は当該金額の全額が 1, 0 0 0 円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てた金額。以下この項において「第 2 期分金額」という。）をその者の特別税額控除前の普通徴収に係る個人の市民税の額から控除した残額に相当する金額（以下この項において「第 1 期分金額」という。）に満たない場合には、第 1 期納期及び第 2 期納期に普通徴収の方法によって徴収すべき公的年金等に係る所得に係る個人の市民税の額（以下この項において「普通徴収対象税額」という。）並びに第 3 7 条の 3 に規定する特別徴収対象年金給付の支払をする際、特別徴収の方法によって徴収すべき公的年金等に係る所得に係る個人の市民税の額（以下この項及び第 3 項において「特別徴収対象税額」という。）は、第 1 期納期においてはその者の第 1 期分金額からその者の年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額を控除した残額に相当する税額、第 2 期納期においてはその者の第 2 期分金額に相当する税額、当該年度の初日の属する年の 1 0 月 1 日から 1 1 月 3 0 日までの間においてはその者の特別税額控除前の特別徴収に係る個人の市民税の額を 3 で除して得た金額（当該金額に 1 0 0 円未満の端数があるとき、又は当該金額の全額が 1 0 0 円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨て

た金額。以下この項において「分割金額」という。)に2を乗じて得た金額をその者の特別税額控除前の特別徴収に係る個人の市民税の額から控除した残額に相当する金額(以下この項において「10月分金額」という。)に相当する税額、同年12月1日から翌年の3月31日までの間においてはその者の分割金額に相当する税額とする。

(2) 特別税額控除対象納税義務者の年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額がその者の第1期分金額以上であり、かつ、その者の第1期分金額とその者の第2期分金額との合計額に満たない場合には、普通徴収対象税額及び特別徴収対象税額は、第1期納期における税額はないものとし、第2期納期においてはその者の第1期分金額とその者の第2期分金額との合計額からその者の年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額を控除した残額に相当する税額、当該年度の初日の属する年の10月1日から11月30日までの間においてはその者の10月分金額に相当する税額、同年12月1日から翌年の3月31日までの間においてはその者の分割金額に相当する税額とする。

(3) 特別税額控除対象納税義務者の年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額がその者の第1期分金額とその者の第2期分金額との合計額以上であり、かつ、その者の第1期分金額、その者の第2期分金額及びその者の10月分金額の合計額に満たない場合には、普通徴収対象税額及び特別徴収対象税額は、第1期納期及び第2期納期における税額はないものとし、当該年度の初日の属する年の10月1日から11月30日までの間においてはその者の第1期分金額、その者の第2期分金額及びその者の10月分金額の合計額からその者の年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額を控除した残額に相当する税額、同年

12月1日から翌年の3月31日までの間においてはその者の分割金額に相当する税額とする。

(4) 特別税額控除対象納税義務者の年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額がその者の第1期分金額、その者の第2期分金額及びその者の10月分金額の合計額以上であり、かつ、その者の第1期分金額、その者の第2期分金額、その者の10月分金額及びその者の分割金額の合計額に満たない場合には、普通徴収対象税額及び特別徴収対象税額は、第1期納期及び第2期納期並びに当該年度の初日の属する年の10月1日から11月30日までの間における税額はないものとし、同年12月1日から翌年の1月31日までの間においてはその者の第1期分金額、その者の第2期分金額、その者の10月分金額及びその者の分割金額の合計額からその者の年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額を控除した残額に相当する税額、同年2月1日から3月31日までの間においてはその者の分割金額に相当する税額とする。

(5) 特別税額控除対象納税義務者の年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額がその者の第1期分金額、その者の第2期分金額、その者の10月分金額及びその者の分割金額の合計額以上である場合には、普通徴収対象税額及び特別徴収対象税額は、第1期納期及び第2期納期並びに当該年度の初日の属する年の10月1日から翌年の1月31日までの間における税額はないものとし、同年2月1日から3月31日までの間においてはその者の年金所得に係る所得割額及び均等割額の合算額に相当する税額とする。

2 前項の規定の適用がある場合における第37条の4の規定の適用については、同条第2項中「年金所得に係る特別徴収税額を当該年度の初日の属する年の10月1日から翌年の

3月31日までの間における当該特別徴収対象年金所得者に係る特別徴収対象年金給付の支払の回数で除して得た額」とあるのは「附則第5条の7第1項各号に規定する特別徴収の方法によって徴収すべき額」とする。

3 令和6年度分の個人の市民税に限り、年金所得に係る特別徴収の個人の市民税の額（第1項の規定の適用があるものを除く。）については、次に定めるところによる。

（1）特別税額控除対象納税義務者の年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額がその者の特別税額控除前の特別徴収に係る個人の市民税の額（特別税額控除前の年金所得に係る個人の市民税の額から第37条の5第1項に規定する年金所得に係る仮特別徴収税額を控除した額をいう。以下この号において同じ。）を3で除して得た金額（当該金額に100円未満の端数があるとき、又は当該金額の全額が100円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てた金額。以下この項において「分割金額」という。）に2を乗じて得た金額をその者の特別税額控除前の特別徴収に係る個人の市民税の額から控除した残額に相当する金額（以下この項において「10月分金額」という。）に満たない場合には、特別徴収対象税額は、当該年度の初日の属する年の10月1日から11月30日までの間においてはその者の10月分金額からその者の年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額を控除した残額に相当する税額、同年12月1日から翌年の3月31日までの間においてはその者の分割金額に相当する税額とする。

（2）特別税額控除対象納税義務者の年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額がその者の10月分金額以上であり、かつ、その者の10月分金額とその者の分割金額との合計額に満たない場合には、特別徴収対象税額は、当該年度の初日の属する年の

10月1日から11月30日までの間における税額はないものとし、同年12月1日から翌年の1月31日までの間においてはその者の10月分金額とその者の分割金額との合計額からその者の年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額を控除した残額に相当する税額、同年2月1日から3月31日までの間においてはその者の分割金額に相当する税額とする。

(3) 特別税額控除対象納税義務者の年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額がその者の10月分金額とその者の分割金額との合計額以上である場合には、特別徴収対象税額は、当該年度の初日の属する年の10月1日から翌年の1月31日までの間における税額はないものとし、同年2月1日から3月31日までの間においてはその者の第37条の5第2項の規定により読み替えられた第37条の2第1項に規定する年金所得に係る特別徴収税額に相当する税額とする。

4 前項の規定の適用がある場合における第37条の4の規定の適用については、同条第2項中「年金所得に係る特別徴収税額を当該年度の初日の属する年の10月1日から翌年の3月31日までの間における当該特別徴収対象年金所得者に係る特別徴収対象年金給付の支払の回数で除して得た額」とあるのは、「附則第5条の7第3項各号に規定する特別徴収の方法によって徴収すべき額」とする。

5 令和6年度分の個人の市民税につき第37条の6第1項の規定の適用がある場合については、前各項の規定は、適用しない。

(令和7年度分の個人の市民税の特別税額控除)

第5条の8 令和7年度分の個人の市民税に限り、法附則第5条の12第3項及び第4項に規定するところにより控除すべき市民税に係る令和7年度分特別税額控除額を、同条第3項に規定する特別税額控除対象納税義務者の

第19条、第21条から第22条の3まで、
附則第3条の3第2項、附則第5条第1項、
附則第5条の3の2第1項、附則第5条の4
及び附則第7条の2の規定を適用した場合の
所得割の額から控除する。

(肉用牛の売却による事業所得に係る市民税
の課税の特例)

第6条 略

2 前項に規定する各年度分の個人の市民税に
限り、法附則第6条第5項に規定する場合に
おいて、第25条第1項の規定による申告書
に肉用牛の売却に係る租税特別措置法第25
条第2項第2号に規定する事業所得の明細に
関する事項の記載があるときは、その者の前
年の総所得金額に係る市民税の所得割の額
は、第16条から第19条まで、第21条か
ら第22条の2まで、附則第5条第1項、附
則第5条の3第1項、附則第5条の3の2第
1項及び附則第5条の4の規定にかかわら
ず、法附則第6条第5項各号に掲げる金額の
合計額とすることができる。

3 前項の規定の適用がある場合における第2
2条の3第1項、附則第5条の5第1項及び
前条の規定の適用については、第22条の3
第1項中「前3条」とあるのは「前3条並び
に附則第6条第2項」と、附則第5条の5第
1項中「前条」とあるのは「前条、附則第6
条第2項」と、前条中「附則第5条の4」と
あるのは「附則第5条の4、次条第2項」と
する。

(法附則第15条第2項第1号等の条例で定
める割合)

第8条の2 略

2～6 略

7 法附則第15条第25項第2号に規定する
設備について同号に規定する市の条例で定め
る割合は、7分の6とする。

8 法附則第15条第25項第3号イに規定す
る設備について同号に規定する市の条例で定

(肉用牛の売却による事業所得に係る市民税
の課税の特例)

第6条 略

2 前項に規定する各年度分の個人の市民税に
限り、法附則第6条第5項に規定する場合に
おいて、第25条第1項の規定による申告書
に肉用牛の売却に係る租税特別措置法第25
条第2項第2号に規定する事業所得の明細に
関する事項の記載があるときは、その者の前
年の総所得金額に係る市民税の所得割の額
は、第16条から第19条まで、第21条か
ら第22条の2まで、附則第5条第1項、附
則第5条の3第1項、附則第5条の3の2第
1項及び前条の規定にかかわらず、法附則第
6条第5項各号に掲げる金額の合計額とする
ことができる。

3 前項の規定の適用がある場合における第2
2条の3第1項の規定の適用については、同
項中「前3条」とあるのは、「前3条並びに
附則第6条第2項」とする。

(法附則第15条第2項第1号等の条例で定
める割合)

第8条の2 略

2～6 略

7 法附則第15条第25項第2号イに規定す
る設備について同号に規定する市の条例で定

める割合は、4分の3とする。

9 法附則第15条第25項第3号ロに規定する設備について同号に規定する市の条例で定める割合は、4分の3とする。

10 法附則第15条第25項第3号ハに規定する設備について同号に規定する市の条例で定める割合は、4分の3とする。

11 法附則第15条第25項第4号イに規定する設備について同号に規定する市の条例で定める割合は、2分の1とする。

12 法附則第15条第25項第4号ロに規定する設備について同号に規定する市の条例で定める割合は、2分の1とする。

13 法附則第15条第25項第4号ハに規定する設備について同号に規定する市の条例で定める割合は、2分の1とする。

14 略

15 法附則第15条第32項に規定する市の条例で定める割合は、3分の2とする。

16 法附則第15条第37項に規定する市の条例で定める割合は、3分の2とする。

17 法附則第15条第38項に規定する市の条例で定める割合は、2分の1とする。

18 法附則第15条第41項に規定する市の条例で定める割合は、3分の1とする。

19 法附則第15条第42項に規定する市の条例で定める割合は、4分の3とする。

20 略

21 略

(新築住宅等に対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告)

第8条の3 略

2 略

3 市長は、法附則第15条の7第1項又は第2項の認定長期優良住宅のうち区分所有に係る住宅については、前項の申告書の提出がな

める割合は、4分の3とする。

8 法附則第15条第25項第2号ロに規定する設備について同号に規定する市の条例で定める割合は、4分の3とする。

9 法附則第15条第25項第2号ハに規定する設備について同号に規定する市の条例で定める割合は、4分の3とする。

10 法附則第15条第25項第3号イに規定する設備について同号に規定する市の条例で定める割合は、2分の1とする。

11 法附則第15条第25項第3号ロに規定する設備について同号に規定する市の条例で定める割合は、2分の1とする。

12 法附則第15条第25項第3号ハに規定する設備について同号に規定する市の条例で定める割合は、2分の1とする。

13 略

14 法附則第15条第32項に規定する市の条例で定める割合は、2分の1とする。

15 法附則第15条第33項に規定する市の条例で定める割合は、3分の2とする。

16 法附則第15条第38項に規定する市の条例で定める割合は、3分の2とする。

17 法附則第15条第42項に規定する市の条例で定める割合は、3分の1とする。

18 法附則第15条第43項に規定する市の条例で定める割合は、4分の3とする。

19 略

20 略

(新築住宅等に対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告)

第8条の3 略

2 略

かった場合においても、長期優良住宅の普及の促進に関する法律（平成２０年法律第８７号）第５条第４項に規定する管理者等から、法附則第１５条の７第３項に規定する期間内に施行規則附則第７条第４項に規定する書類の提出がされ、かつ、当該区分所有に係る住宅が法附則第１５条の７第１項又は第２項に規定する要件に該当すると認められるときは、前項の規定にかかわらず、同条第１項又は第２項の規定を適用することができる。

４ 略

５ 略

６ 略

７ 略

８ 略

９ 法附則第１５条の９第４項の高齢者等居住改修住宅又は同条第５項の高齢者等居住改修専有部分について、これらの規定の適用を受けようとする者は、同条第４項に規定する居住安全改修工事（以下この項において「居住安全改修工事」という。）が完了した日から３月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第７条第９項各号に掲げる書類のうち市長が必要と認めるものを添付して市長に提出しなければならない。

（１）～（７）略

１０ 法附則第１５条の９第９項の熱損失防止改修等住宅又は同条第１０項の熱損失防止改修等専有部分について、これらの規定の適用を受けようとする者は、同条第９項に規定する熱損失防止改修工事等（以下この項及び第１２項において「熱損失防止改修工事等」という。）が完了した日から３月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第７条第１０項各号に掲げる書類のうち市長が必要と認めるものを添付して市長に提出しなければならない。

（１）～（６）略

１１ 法附則第１５条の９の２第１項の特定耐

３ 略

４ 略

５ 略

６ 略

７ 略

８ 法附則第１５条の９第４項の高齢者等居住改修住宅又は同条第５項の高齢者等居住改修専有部分について、これらの規定の適用を受けようとする者は、同条第４項に規定する居住安全改修工事（以下この項において「居住安全改修工事」という。）が完了した日から３月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第７条第８項各号に掲げる書類のうち市長が必要と認めるものを添付して市長に提出しなければならない。

（１）～（７）略

９ 法附則第１５条の９第９項の熱損失防止改修等住宅又は同条第１０項の熱損失防止改修等専有部分について、これらの規定の適用を受けようとする者は、同条第９項に規定する熱損失防止改修工事等（以下この項及び第１１項において「熱損失防止改修工事等」という。）が完了した日から３月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第７条第９項各号に掲げる書類のうち市長が必要と認めるものを添付して市長に提出しなければならない。

（１）～（６）略

１０ 法附則第１５条の９の２第１項の特定耐

震基準適合住宅について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該特定耐震基準適合住宅に係る耐震改修が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第11項各号に掲げる書類のうち市長が必要と認めるものを添付して市長に提出しなければならない。

(1)～(6)略

12 法附則第15条の9の2第4項の特定熱損失防止改修等住宅又は同条第5項の特定熱損失防止改修等住宅専有部分について、これらの規定の適用を受けようとする者は、熱損失防止改修工事等が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第12項各号に掲げる書類のうち市長が必要と認めるものを添付して市長に提出しなければならない。

(1)～(6)略

13 法附則第15条の9の3第1項に規定する特定マンションに係る区分所有に係る家屋について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該特定マンションに係る同項に規定する工事が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第17項各号に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。

(1)～(5)略

14 法附則第15条の10第1項の耐震基準適合家屋について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該耐震基準適合家屋に係る耐震改修が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第18項に規定する補助に係る補助金確定通知書の写し、建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成7年法律第123号）第7条又は附則第3条第1項の規定による報告の写し及び当該耐震改修後の家屋が令附則第12条第19項に規定する基準を満たすことを証する書類を添付して市長に提出しなければならない。

震基準適合住宅について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該特定耐震基準適合住宅に係る耐震改修が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第10項各号に掲げる書類のうち市長が必要と認めるものを添付して市長に提出しなければならない。

(1)～(6)略

11 法附則第15条の9の2第4項の特定熱損失防止改修等住宅又は同条第5項の特定熱損失防止改修等住宅専有部分について、これらの規定の適用を受けようとする者は、熱損失防止改修工事等が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第11項各号に掲げる書類のうち市長が必要と認めるものを添付して市長に提出しなければならない。

(1)～(6)略

12 法附則第15条の9の3第1項に規定する特定マンションに係る区分所有に係る家屋について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該特定マンションに係る同項に規定する工事が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第16項各号に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。

(1)～(5)略

13 法附則第15条の10第1項の耐震基準適合家屋について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該耐震基準適合家屋に係る耐震改修が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第17項に規定する補助に係る補助金確定通知書の写し、建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成7年法律第123号）第7条又は附則第3条第1項の規定による報告の写し及び当該耐震改修後の家屋が令附則第12条第19項に規定する基準を満たすことを証する書類を添付して市長に提出しなければならない。

(1) ～ (4) 略

(5) 施行規則附則第7条第18項に規定する補助の算定の基礎となった当該耐震基準適合家屋に係る耐震改修に要した費用

(6) 略

15 略

(土地に対して課する令和6年度から令和8年度までの各年度分の固定資産税の特例に関する用語の意義)

第9条 次条から附則第12条までにおいて、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に掲げる規定に定めるところによる。

(1) ～ (7) 略

(8) 平成5年度適用市街化区域農地 法附則第19条の3第4項

(令和7年度又は令和8年度における土地の価格の特例)

第9条の2 市の区域内の自然的及び社会的条件からみて類似の利用価値を有すると認められる地域において地価が下落し、かつ、市長が土地の修正前の価格（法附則第17条の2第1項に規定する修正前の価格をいう。）を当該年度分の固定資産税の課税標準とすることが固定資産税の課税上著しく均衡を失すると認める場合における当該土地に対して課する固定資産税の課税標準は、第49条の規定にかかわらず、令和7年度分又は令和8年度分の固定資産税に限り、当該土地の修正価格（法附則第17条の2第1項に規定する修正価格をいう。）で土地課税台帳等に登録されたものとする。

2 法附則第17条の2第2項に規定する令和7年度適用土地又は令和7年度類似適用土地であって、令和8年度分の固定資産税について前項の規定の適用を受けないこととなるものに対して課する同年度分の固定資産税の課税標準は、第49条の規定にかかわらず、修正された価格（法附則第17条の2第2項に規定する修正された価格をいう。）で土地課

(1) ～ (4) 略

(5) 施行規則附則第7条第17項に規定する補助の算定の基礎となった当該耐震基準適合家屋に係る耐震改修に要した費用

(6) 略

14 略

(土地に対して課する令和3年度から令和5年度までの各年度分の固定資産税の特例に関する用語の意義)

第9条 次条から附則第12条までにおいて、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に掲げる規定に定めるところによる。

(1) ～ (7) 略

(8) 平成5年度適用市街化区域農地 法附則第19条の3第5項

(令和4年度又は令和5年度における土地の価格の特例)

第9条の2 市の区域内の自然的及び社会的条件からみて類似の利用価値を有すると認められる地域において地価が下落し、かつ、市長が土地の修正前の価格（法附則第17条の2第1項に規定する修正前の価格をいう。）を当該年度分の固定資産税の課税標準とすることが固定資産税の課税上著しく均衡を失すると認める場合における当該土地に対して課する固定資産税の課税標準は、第49条の規定にかかわらず、令和4年度分又は令和5年度分の固定資産税に限り、当該土地の修正価格（法附則第17条の2第1項に規定する修正価格をいう。）で土地課税台帳等に登録されたものとする。

2 法附則第17条の2第2項に規定する令和4年度適用土地又は令和4年度類似適用土地であって、令和5年度分の固定資産税について前項の規定の適用を受けないこととなるものに対して課する同年度分の固定資産税の課税標準は、第49条の規定にかかわらず、修正された価格（法附則第17条の2第2項に規定する修正された価格をいう。）で土地課

税台帳等に登録されたものとする。

（宅地等に対して課する令和6年度から令和8年度までの各年度分の固定資産税の特例）

第10条 宅地等に係る令和6年度から令和8年度までの各年度分の固定資産税の額は、当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税額が、当該宅地等の当該年度分の固定資産税に係る前年度分の固定資産税の課税標準額に、当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格（当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3の2の規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該価格に同条に定める率を乗じて得た額。以下この条において同じ。）に100分の5を乗じて得た額を加算した額（当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額（以下「宅地等調整固定資産税額」という。）を超える場合には、当該宅地等調整固定資産税額とする。

2 前項の規定の適用を受ける商業地等に係る令和6年度から令和8年度までの各年度分の宅地等調整固定資産税額は、当該宅地等調整固定資産税額が、当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格に10分の6を乗じて得た額（当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額と

税台帳等に登録されたものとする。

（宅地等に対して課する令和3年度から令和5年度までの各年度分の固定資産税の特例）

第10条 宅地等に係る令和3年度から令和5年度までの各年度分の固定資産税の額は、当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税額が、当該宅地等の当該年度分の固定資産税に係る前年度分の固定資産税の課税標準額に、当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格（当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3の2の規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該価格に同条に定める率を乗じて得た額。以下この条において同じ。）に100分の5（商業地等に係る令和4年度分の固定資産税にあつては、100分の2.5）を乗じて得た額を加算した額（令和3年度分の固定資産税にあつては、前年度分の固定資産税の課税標準額）（当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額（以下「宅地等調整固定資産税額」という。）を超える場合には、当該宅地等調整固定資産税額とする。

2 前項の規定の適用を受ける商業地等に係る令和4年度分及び令和5年度分の宅地等調整固定資産税額は、当該宅地等調整固定資産税額が、当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格に10分の6を乗じて得た額（当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合に

した場合における固定資産税額を超える場合には、同項の規定にかかわらず、当該固定資産税額とする。

3 第1項の規定の適用を受ける宅地等に係る令和6年度から令和8年度までの各年度分の宅地等調整固定資産税額は、当該宅地等調整固定資産税額が、当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格に10分の2を乗じて得た額（当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額に満たない場合には、同項の規定にかかわらず、当該固定資産税額とする。

4 商業地等のうち当該商業地等の当該年度の負担水準が0.6以上0.7以下のものに係る令和6年度から令和8年度までの各年度分の固定資産税の額は、第1項の規定にかかわらず、当該商業地等の当該年度分の固定資産税に係る前年度分の固定資産税の課税標準額（当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、前年度分の固定資産税の課税標準額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額（以下「商業地等据置固定資産税額」という。）とする。

5 商業地等のうち当該商業地等の当該年度の負担水準が0.7を超えるものに係る令和6年度から令和8年度までの各年度分の固定資産税の額は、第1項の規定にかかわらず、当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格に10分の7を乗じて得た額（当該商業地等が当該年度分の固定

における固定資産税額を超える場合には、同項の規定にかかわらず、当該固定資産税額とする。

3 第1項の規定の適用を受ける宅地等に係る令和4年度分及び令和5年度分の宅地等調整固定資産税額は、当該宅地等調整固定資産税額が、当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格に10分の2を乗じて得た額（当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額に満たない場合には、同項の規定にかかわらず、当該固定資産税額とする。

4 商業地等のうち当該商業地等の当該年度の負担水準が0.6以上0.7以下のものに係る令和3年度から令和5年度までの各年度分の固定資産税の額は、第1項の規定にかかわらず、当該商業地等の当該年度分の固定資産税に係る前年度分の固定資産税の課税標準額（当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、前年度分の固定資産税の課税標準額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額（以下「商業地等据置固定資産税額」という。）とする。

5 商業地等のうち当該商業地等の当該年度の負担水準が0.7を超えるものに係る令和3年度から令和5年度までの各年度分の固定資産税の額は、第1項の規定にかかわらず、当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格に10分の7を乗じて得た額（当該商業地等が当該年度分の固定

資産税について法第349条の3又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額（以下「商業地等調整固定資産税額」という。）とする。

（用途変更宅地等及び類似用途変更宅地等に対して課する令和6年度から令和8年度までの各年度分の固定資産税に関する経過措置）

第10条の3 地方税法等の一部を改正する法律（令和 年法律第 号）附則第21条第1項の規定により、令和6年度から令和8年度までの各年度分の固定資産税については、法附則第18条の3（法附則第21条の2第2項において準用する場合を含む。）の規定を適用しないものとする。

（農地に対して課する令和6年度から令和8年度までの各年度分の固定資産税の特例）

第11条 農地に係る令和6年度から令和8年度までの各年度分の固定資産税の額は、当該農地に係る当該年度分の固定資産税額が、当該農地に係る当該年度分の固定資産税に係る前年度分の固定資産税の課税標準額（当該農地が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける農地であるときは、当該課税標準額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）に、当該農地の当該年度の次の表の左欄に掲げる負担水準の区分に応じ、同表の右欄に掲げる負担調整率を乗じて得た額を当該農地に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額（以下「農地調整固定資産税額」という。）を超える場合には、当該農地調整固定資産税額とする。

資産税について法第349条の3又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額（以下「商業地等調整固定資産税額」という。）とする。

（用途変更宅地等及び類似用途変更宅地等に対して課する令和3年度から令和5年度までの各年度分の固定資産税に関する経過措置）

第10条の3 地方税法等の一部を改正する法律（令和3年法律第7号）附則第14条第1項の規定により、令和3年度から令和5年度までの各年度分の固定資産税については、法附則第18条の3（法附則第21条の2第2項において準用する場合を含む。）の規定を適用しないものとする。

（農地に対して課する令和3年度から令和5年度までの各年度分の固定資産税の特例）

第11条 農地に係る令和3年度から令和5年度までの各年度分の固定資産税の額は、当該農地に係る当該年度分の固定資産税額が、当該農地に係る当該年度分の固定資産税に係る前年度分の固定資産税の課税標準額（当該農地が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける農地であるときは、当該課税標準額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額。以下この項において同じ。）に、当該農地の当該年度の次の表の左欄に掲げる負担水準の区分に応じ、同表の右欄に掲げる負担調整率を乗じて得た額（令和3年度分の固定資産税にあつては、前年度分の固定資産税の課税標準額）を当該農地に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額（以下「農地調整固定資産税額」という。）を超える場合には、当該農地調整固定資産税額とする。

略

(市街化区域農地に対して課する平成6年度以降の各年度分の固定資産税の特例)

第11条の2 略

2・3 略

(市街化区域農地に対して課する固定資産税の減額)

第11条の3 市街化区域農地に係る令和6年度から令和8年度までの各年度分の固定資産税の額は、前条の規定により算定した当該市街化区域農地に係る当該年度分の固定資産税額が、当該市街化区域農地の当該年度分の固定資産税に係る前年度分の固定資産税の課税標準額に、当該市街化区域農地に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格の3分の1の額に100分の5を乗じて得た額を加算した額(当該市街化区域農地が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける市街化区域農地であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を

略

(市街化区域農地に対して課する平成6年度以降の各年度分の固定資産税の特例)

第11条の2 略

2・3 略

4 令和2年度分の固定資産税について町田市市税条例等の一部を改正する条例(令和3年3月町田市条例第18号)による改正前の町田市市税条例(以下「令和3年改正前の条例」という。)附則第11条の2第3項において準用する同条第1項ただし書の規定の適用を受けた市街化区域農地に対して課する令和3年度分の固定資産税の額は、前項の規定により算定した当該市街化区域農地に係る令和3年度分の固定資産税額が、当該市街化区域農地に係る令和2年度分の固定資産税に係る令和3年改正前の条例附則第11条の2第3項において準用する同条第1項ただし書に規定する固定資産税の課税標準となるべき額を当該市街化区域農地に係る令和3年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額を超える場合には、当該固定資産税額とする。

(市街化区域農地に対して課する固定資産税の減額)

第11条の3 市街化区域農地に係る令和3年度から令和5年度までの各年度分の固定資産税の額は、前条の規定により算定した当該市街化区域農地に係る当該年度分の固定資産税額が、当該市街化区域農地の当該年度分の固定資産税に係る前年度分の固定資産税の課税標準額に、当該市街化区域農地に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格の3分の1の額に100分の5を乗じて得た額を加算した額(令和3年度分の固定資産税にあっては、前年度分の固定資産税の課税標準額)(当該市街化区域農地が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は法附則第15条から第15条の3までの規定の

乗じて得た額)を当該市街化区域農地に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額(以下「市街化区域農地調整固定資産税額」という。))を超える場合には、当該市街化区域農地調整固定資産税額とする。

- 2 前項の規定の適用を受ける市街化区域農地に係る令和6年度から令和8年度までの各年度分の市街化区域農地調整固定資産税額は、当該市街化区域農地調整固定資産税額が、当該市街化区域農地に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格の3分の1の額に10分の2を乗じて得た額(当該市街化区域農地が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける市街化区域農地であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該市街化区域農地に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額に満たない場合には、同項の規定にかかわらず、当該固定資産税額とする。

(免税点の適用に関する特例)

- 第12条 附則第10条、第11条、第11条の2又は第11条の3の規定の適用がある各年度分の固定資産税に限り、第51条に規定する固定資産税の課税標準となるべき額は、附則第10条、第11条又は第11条の3の規定の適用を受ける宅地等、農地又は市街化区域農地についてはこれらの規定に規定する当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額によるものとし、附則第11条の2の規定の適用を受ける市街化区域農地(附則第11条の3の規定の適用を受ける市街化区域農地を除く。)については附則第11条の2第1項(同条第3項において準用する場合を含む。)に規定するその年度分の課税標準となるべき額によるものとする。

適用を受ける市街化区域農地であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該市街化区域農地に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額(以下「市街化区域農地調整固定資産税額」という。))を超える場合には、当該市街化区域農地調整固定資産税額とする。

- 2 前項の規定の適用を受ける市街化区域農地に係る令和4年度分及び令和5年度分の市街化区域農地調整固定資産税額は、当該市街化区域農地調整固定資産税額が、当該市街化区域農地に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格の3分の1の額に10分の2を乗じて得た額(当該市街化区域農地が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける市街化区域農地であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該市街化区域農地に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額に満たない場合には、同項の規定にかかわらず、当該固定資産税額とする。

(免税点の適用に関する特例)

- 第12条 附則第10条、第11条、第11条の2又は第11条の3の規定の適用がある各年度分の固定資産税に限り、第51条に規定する固定資産税の課税標準となるべき額は、附則第10条、第11条又は第11条の3の規定の適用を受ける宅地等、農地又は市街化区域農地についてはこれらの規定に規定する当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額によるものとし、附則第11条の2の規定の適用を受ける市街化区域農地(附則第11条の3の規定の適用を受ける市街化区域農地を除く。)については附則第11条の2第1項(同条第3項において準用する場合を含む。))又は第4項に規定するその年度分の課税標準となるべき額によるものとする。

(特別土地保有税の課税の特例)

第13条 附則第10条第1項から第5項までの規定の適用がある宅地等（附則第9条第2号に掲げる宅地等をいうものとし、法第349条の3、第349条の3の2又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用がある宅地等を除く。）に対して課する令和6年度から令和8年度までの各年度分の特別土地保有税については、第100条第1号及び第103条の5中「当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格」とあるのは、「当該年度分の固定資産税に係る附則第10条第1項から第5項までに規定する課税標準となるべき額」とする。

2 法附則第11条の5第1項に規定する宅地評価土地の取得のうち平成18年1月1日から令和9年3月31日までの間にされたものに対して課する特別土地保有税については、第100条第2号中「不動産取得税の課税標準となるべき価格」とあるのは「不動産取得税の課税標準となるべき価格（法附則第11条の5第1項の規定の適用がないものとした場合における課税標準となるべき価格をいう。）に2分の1を乗じて得た額」とし、「令第54条の38第1項に規定する価格」とあるのは「令第54条の38第1項に規定する価格（法附則第11条の5第1項の規定の適用がないものとした場合における価格をいう。）に2分の1を乗じて得た額」とする。

3～5 略

（上場株式等に係る配当所得等に係る市民税の課税の特例）

第14条の3 略

2 略

3 第1項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

（1）～（4）略

（5）附則第5条の5及び附則第5条の8の規定の適用については、附則第5条の5第1

(特別土地保有税の課税の特例)

第13条 附則第10条第1項から第5項までの規定の適用がある宅地等（附則第9条第2号に掲げる宅地等をいうものとし、法第349条の3、第349条の3の2又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用がある宅地等を除く。）に対して課する令和3年度から令和5年度までの各年度分の特別土地保有税については、第100条第1号及び第103条の5中「当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格」とあるのは、「当該年度分の固定資産税に係る附則第10条第1項から第5項までに規定する課税標準となるべき額」とする。

2 法附則第11条の5第1項に規定する宅地評価土地の取得のうち平成18年1月1日から令和6年3月31日までの間にされたものに対して課する特別土地保有税については、第100条第2号中「不動産取得税の課税標準となるべき価格」とあるのは「不動産取得税の課税標準となるべき価格（法附則第11条の5第1項の規定の適用がないものとした場合における課税標準となるべき価格をいう。）に2分の1を乗じて得た額」とし、「令第54条の38第1項に規定する価格」とあるのは「令第54条の38第1項に規定する価格（法附則第11条の5第1項の規定の適用がないものとした場合における価格をいう。）に2分の1を乗じて得た額」とする。

3～5 略

（上場株式等に係る配当所得等に係る市民税の課税の特例）

第14条の3 略

2 略

3 第1項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

（1）～（4）略

項及び附則第5条の8中「所得割の額」とあるのは、「所得割の額並びに附則第14条の3第1項の規定による市民税の所得割の額」とする。

(土地の譲渡等に係る事業所得等に係る市民税の課税の特例)

第14条の4 略

2 略

3 第1項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

(1)～(4) 略

(5) 附則第5条の5及び附則第5条の8の規定の適用については、附則第5条の5第1項及び附則第5条の8中「所得割の額」とあるのは、「所得割の額並びに附則第14条の4第1項の規定による市民税の所得割の額」とする。

4 略

(長期譲渡所得に係る個人の市民税の課税の特例)

第15条 略

2 略

3 第1項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

(1)～(4) 略

(5) 附則第5条の5及び附則第5条の8の規定の適用については、附則第5条の5第1項及び附則第5条の8中「所得割の額」とあるのは、「所得割の額並びに附則第15条第1項の規定による市民税の所得割の額」とする。

(短期譲渡所得に係る個人の市民税の課税の特例)

第16条 略

2～4 略

5 第1項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

(1)～(4) 略

(土地の譲渡等に係る事業所得等に係る市民税の課税の特例)

第14条の4 略

2 略

3 第1項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

(1)～(4) 略

4 略

(長期譲渡所得に係る個人の市民税の課税の特例)

第15条 略

2 略

3 第1項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

(1)～(4) 略

(短期譲渡所得に係る個人の市民税の課税の特例)

第16条

2～4 略

5 第1項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

(1)～(4) 略

(5) 附則第5条の5及び附則第5条の8の規定の適用については、附則第5条の5第1項及び附則第5条の8中「所得割の額」とあるのは、「所得割の額並びに附則第16条第1項の規定による市民税の所得割の額」とする。

(一般株式等に係る譲渡所得等に係る個人の市民税の課税の特例)

第16条の2 略

2 前項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

(1)～(4) 略

(5) 附則第5条の5及び附則第5条の8の規定の適用については、附則第5条の5第1項及び附則第5条の8中「所得割の額」とあるのは、「所得割の額並びに附則第16条の2第1項の規定による市民税の所得割の額」とする。

(先物取引に係る雑所得等に係る個人の市民税の課税の特例)

第16条の3 略

2 前項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

(1)～(4) 略

(5) 附則第5条の5及び附則第5条の8の規定の適用については、附則第5条の5第1項及び附則第5条の8中「所得割の額」とあるのは、「所得割の額並びに附則第16条の3第1項の規定による市民税の所得割の額」とする。

(特例適用利子等及び特例適用配当等に係る個人の市民税の課税の特例)

第16条の4 略

2 前項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

(1)～(4) 略

(5) 附則第5条の5及び附則第5条の8の規定の適用については、附則第5条の5第1

(一般株式等に係る譲渡所得等に係る個人の市民税の課税の特例)

第16条の2 略

2 前項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

(1)～(4) 略

(先物取引に係る雑所得等に係る個人の市民税の課税の特例)

第16条の3 略

2 前項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

(1)～(4) 略

(特例適用利子等及び特例適用配当等に係る個人の市民税の課税の特例)

第16条の4 略

2 前項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

(1)～(4) 略

項及び附則第5条の8中「所得割の額」とあるのは、「所得割の額並びに附則第16条の4第1項の規定による市民税の所得割の額」とする。

3・4 略

5 第3項後段の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

(1)～(4) 略

(5) 附則第5条の5及び附則第5条の8の規定の適用については、附則第5条の5第1項及び附則第5条の8中「所得割の額」とあるのは、「所得割の額並びに附則第16条の4第3項後段の規定による市民税の所得割の額」とする。

(条約適用利子等及び条約適用配当等に係る個人の市民税の課税の特例)

第16条の5 略

2 前項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

(1)～(4) 略

(5) 附則第5条の5及び附則第5条の8の規定の適用については、附則第5条の5第1項及び附則第5条の8中「所得割の額」とあるのは、「所得割の額並びに附則第16条の5第1項の規定による市民税の所得割の額」とする。

3・4 略

5 第3項後段の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

(1)～(4) 略

(5) 附則第5条の5及び附則第5条の8の規定の適用については、附則第5条の5第1項及び附則第5条の8中「所得割の額」とあるのは、「所得割の額並びに附則第16条の5第3項後段の規定による市民税の所得割の額」とする。

6 略

(改修実演芸術公演施設に対する都市計画税

3・4 略

5 第3項後段の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

(1)～(4) 略

(条約適用利子等及び条約適用配当等に係る個人の市民税の課税の特例)

第16条の5 略

2 前項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

(1)～(4) 略

3・4 略

5 第3項後段の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

(1)～(4) 略

6 略

(改修実演芸術公演施設に対する都市計画税

の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告)

第17条 略

(宅地等に対して課する令和6年度から令和8年度までの各年度分の都市計画税の特例)

- 2 宅地等に係る令和6年度から令和8年度までの各年度分の都市計画税の額は、当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税額が、当該宅地等の当該年度分の都市計画税に係る前年度分の都市計画税の課税標準額に、当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格(当該宅地等が当該年度分の都市計画税について法第702条の3の規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該価格に同条に定める率を乗じて得た額。以下同じ。)に100分の5を乗じて得た額を加算した額(当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3(第18項を除く。))又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額(以下「宅地等調整都市計画税額」という。)を超える場合には、当該宅地等調整都市計画税額とする。

- 3 前項の規定の適用を受ける商業地等に係る令和6年度から令和8年度までの各年度分の宅地等調整都市計画税額は、当該宅地等調整都市計画税額が、当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格に10分の6を乗じて得た額(当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3(第18項を除く。))又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該額にこれ

の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告)

第17条 略

(宅地等に対して課する令和3年度から令和5年度までの各年度分の都市計画税の特例)

- 2 宅地等に係る令和3年度から令和5年度までの各年度分の都市計画税の額は、当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税額が、当該宅地等の当該年度分の都市計画税に係る前年度分の都市計画税の課税標準額に、当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格(当該宅地等が当該年度分の都市計画税について法第702条の3の規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該価格に同条に定める率を乗じて得た額。以下同じ。)に100分の5(商業地等に係る令和4年度分の都市計画税にあつては、100分の2.5)を乗じて得た額を加算した額(令和3年度分の都市計画税にあつては、前年度分の都市計画税の課税標準額)(当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3(第18項を除く。))又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額(以下「宅地等調整都市計画税額」という。)を超える場合には、当該宅地等調整都市計画税額とする。

- 3 前項の規定の適用を受ける商業地等に係る令和4年度分及び令和5年度分の宅地等調整都市計画税額は、当該宅地等調整都市計画税額が、当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格に10分の6を乗じて得た額(当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3(第18項を除く。))又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該額にこれらの規定

らの規定に定める率を乗じて得た額)を当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額を超える場合には、前項の規定にかかわらず、当該都市計画税額とする。

4 第2項の規定の適用を受ける宅地等に係る令和6年度から令和8年度までの各年度分の宅地等調整都市計画税額は、当該宅地等調整都市計画税額が、当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格に10分の2を乗じて得た額(当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3(第18項を除く。))又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額に満たない場合には、第2項の規定にかかわらず、当該都市計画税額とする。

5 商業地等のうち当該商業地等の当該年度の負担水準が0.6以上0.7以下のものに係る令和6年度から令和8年度までの各年度分の都市計画税の額は、第2項の規定にかかわらず、当該商業地等の当該年度分の都市計画税に係る前年度分の都市計画税の課税標準額(当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3(第18項を除く。))又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該課税標準額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額(以下「商業地等据置都市計画税額」という。)とする。

6 商業地等のうち当該商業地等の当該年度の負担水準が0.7を超えるものに係る令和6年度から令和8年度までの各年度分の都市計画税の額は、第2項の規定にかかわらず、当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の

に定める率を乗じて得た額)を当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額を超える場合には、前項の規定にかかわらず、当該都市計画税額とする。

4 第2項の規定の適用を受ける宅地等に係る令和4年度分及び令和5年度分の宅地等調整都市計画税額は、当該宅地等調整都市計画税額が、当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格に10分の2を乗じて得た額(当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3(第18項を除く。))又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額に満たない場合には、第2項の規定にかかわらず、当該都市計画税額とする。

5 商業地等のうち当該商業地等の当該年度の負担水準が0.6以上0.7以下のものに係る令和3年度から令和5年度までの各年度分の都市計画税の額は、第2項の規定にかかわらず、当該商業地等の当該年度分の都市計画税に係る前年度分の都市計画税の課税標準額(当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3(第18項を除く。))又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該課税標準額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額(以下「商業地等据置都市計画税額」という。)とする。

6 商業地等のうち当該商業地等の当該年度の負担水準が0.7を超えるものに係る令和3年度から令和5年度までの各年度分の都市計画税の額は、第2項の規定にかかわらず、当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の

課税標準となるべき価格に10分の7を乗じて得た額（当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3（第18項を除く。）又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額（以下「商業地等調整都市計画税額」という。）とする。

（農地に対して課する令和6年度から令和8年度までの各年度分の都市計画税の特例）

- 7 農地に係る令和6年度から令和8年度までの各年度分の都市計画税の額は、当該農地に係る当該年度分の都市計画税額が、当該農地に係る当該年度分の都市計画税に係る前年度分の都市計画税の課税標準額（当該農地が当該年度分の固定資産税について法第349条の3（第18項を除く。）又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける農地であるときは、当該課税標準額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）に、当該農地の当該年度の次の表の左欄に掲げる負担水準の区分に応じ、同表の右欄に掲げる負担調整率を乗じて得た額を当該農地に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額（以下「農地調整都市計画税額」という。）を超える場合には、当該農地調整都市計画税額とする。

略

（市街化区域農地に対して課する平成6年度以降の各年度分の都市計画税の特例）

- 8 略
- 9 市街化区域農地に係る令和6年度から令和8年度までの各年度分の都市計画税の額は、前項の規定により附則第11条の2の規定の

課税標準となるべき価格に10分の7を乗じて得た額（当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3（第18項を除く。）又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額（以下「商業地等調整都市計画税額」という。）とする。

（農地に対して課する令和3年度から令和5年度までの各年度分の都市計画税の特例）

- 7 農地に係る令和3年度から令和5年度までの各年度分の都市計画税の額は、当該農地に係る当該年度分の都市計画税額が、当該農地に係る当該年度分の都市計画税に係る前年度分の都市計画税の課税標準額（当該農地が当該年度分の固定資産税について法第349条の3（第18項を除く。）又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける農地であるときは、当該課税標準額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額。以下この項において同じ。）に、当該農地の当該年度の次の表の左欄に掲げる負担水準の区分に応じ、同表の右欄に掲げる負担調整率を乗じて得た額（令和3年度分の都市計画税にあっては、前年度分の都市計画税の課税標準額）を当該農地に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額（以下「農地調整都市計画税額」という。）を超える場合には、当該農地調整都市計画税額とする。

略

（市街化区域農地に対して課する平成6年度以降の各年度分の都市計画税の特例）

- 8 略
- 9 市街化区域農地に係る令和3年度から令和5年度までの各年度分の都市計画税の額は、前項の規定により附則第11条の2の規定の

例により算定した当該市街化区域農地に係る当該年度分の都市計画税額が、当該市街化区域農地の当該年度分の都市計画税に係る前年度分の都市計画税の課税標準額に、当該市街化区域農地に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格の3分の2の額に100分の5を乗じて得た額を加算した額（当該市街化区域農地が当該年度分の固定資産税について法第349条の3（第18項を除く。）又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける市街化区域農地であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該市街化区域農地に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額（以下「市街化区域農地調整都市計画税額」という。）を超える場合には、当該市街化区域農地調整都市計画税額とする。

- 10 前項の規定の適用を受ける市街化区域農地に係る令和6年度から令和8年度までの各年度分の市街化区域農地調整都市計画税額は、当該市街化区域農地調整都市計画税額が、当該市街化区域農地に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格の3分の2の額に100分の2を乗じて得た額（当該市街化区域農地が当該年度分の固定資産税について法第349条の3（第18項を除く。）又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける市街化区域農地であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該市街化区域農地に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額に満たない場合には、前項の規定にかかわらず、当該都市計画税額とする。

（宅地化農地に対して課する都市計画税の納税義務の免除等）

11 略

例により算定した当該市街化区域農地に係る当該年度分の都市計画税額が、当該市街化区域農地の当該年度分の都市計画税に係る前年度分の都市計画税の課税標準額に、当該市街化区域農地に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格の3分の2の額に100分の5を乗じて得た額を加算した額（令和3年度分の都市計画税にあっては、前年度分の都市計画税の課税標準額）（当該市街化区域農地が当該年度分の固定資産税について法第349条の3（第18項を除く。）又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける市街化区域農地であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該市街化区域農地に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額（以下「市街化区域農地調整都市計画税額」という。）を超える場合には、当該市街化区域農地調整都市計画税額とする。

- 10 前項の規定の適用を受ける市街化区域農地に係る令和4年度分及び令和5年度分の市街化区域農地調整都市計画税額は、当該市街化区域農地調整都市計画税額が、当該市街化区域農地に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格の3分の2の額に100分の2を乗じて得た額（当該市街化区域農地が当該年度分の固定資産税について法第349条の3（第18項を除く。）又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける市街化区域農地であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該市街化区域農地に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額に満たない場合には、前項の規定にかかわらず、当該都市計画税額とする。

（宅地化農地に対して課する都市計画税の納税義務の免除等）

11 略

12 第2項及び第4項の「宅地等」とは法附則第17条第2号に、第2項及び第5項の「前年度分の都市計画税の課税標準額」とは法附則第25条第6項において読み替えて準用される法附則第18条第6項に、第3項、第5項及び第6項の「商業地等」とは法附則第17条第4号に、第5項から第7項までの「負担水準」とは法附則第17条第8号ロに、第7項の「農地」とは法附則第17条第1号に、同項の「前年度分の都市計画税の課税標準額」とは法附則第26条第2項において読み替えて準用される法附則第18条第6項に、第8項から第10項までの「市街化区域農地」とは法附則第19条の2第1項に、第9項の「前年度分の都市計画税の課税標準額」とは法附則第27条の2第3項において読み替えて準用される法附則第18条第6項に規定するところによる。

(読替規定)

13 法附則第15条第1項、第9項、第13項から第17項まで、第19項、第20項、第24項、第27項、第31項から第34項まで、第37項、第38項、第42項若しくは第45項、第15条の2第2項、第15条の3又は第63条の規定の適用がある各年度分の都市計画税に限り、第131条第2項中「又は第33項」とあるのは、「若しくは第33項又は法附則第15条から第15条の3まで若しくは第63条」とする。

(用途変更宅地等及び類似用途変更宅地等に対して課する令和6年度から令和8年度までの各年度分の都市計画税に関する経過措置)

14 地方税法等の一部を改正する法律(令和 年法律第 号)附則第21条第1項の規定により、令和6年度から令和8年度までの各年度分の都市計画税については、法附則第25条の3(法附則第27条の4の2第2項において準用する場合を含む。)の規定を適用しないものとする。

12 第2項及び第4項の「宅地等」とは法附則第17条第2号に、第2項及び第5項の「前年度分の都市計画税の課税標準額」とは法附則第25条第6項において読み替えて準用される法附則第18条第6項に、第2項、第3項、第5項及び第6項の「商業地等」とは法附則第17条第4号に、第5項から第7項までの「負担水準」とは法附則第17条第8号ロに、第7項の「農地」とは法附則第17条第1号に、第7項の「前年度分の都市計画税の課税標準額」とは法附則第26条第2項において読み替えて準用される法附則第18条第6項に、第8項から第10項までの「市街化区域農地」とは法附則第19条の2第1項に、第9項の「前年度分の都市計画税の課税標準額」とは法附則第27条の2第3項において読み替えて準用される法附則第18条第6項に規定するところによる。

(読替規定)

13 法附則第15条第1項、第9項、第13項から第17項まで、第19項、第20項、第24項、第27項、第31項から第35項まで、第38項、第39項、第43項若しくは第46項、第15条の2第2項、第15条の3又は第63条の規定の適用がある各年度分の都市計画税に限り、第131条第2項中「又は第33項」とあるのは、「若しくは第33項又は法附則第15条から第15条の3まで若しくは第63条」とする。

(用途変更宅地等及び類似用途変更宅地等に対して課する令和3年度から令和5年度までの各年度分の都市計画税に関する経過措置)

14 地方税法等の一部を改正する法律(令和3年法律第7号)附則第14条第1項の規定により、令和3年度から令和5年度までの各年度分の都市計画税については、法附則第25条の3(法附則第27条の4の2第2項において準用する場合を含む。)の規定を適用しないものとする。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、令和6年4月1日から施行する。

(固定資産税及び都市計画税に関する経過措置)

第2条 別段の定めがあるものを除き、この条例による改正後の町田市市税条例の規定中固定資産税及び都市計画税に関する部分は、令和6年度以後の年度分の固定資産税及び都市計画税について適用し、令和5年度分までの固定資産税及び都市計画税については、なお従前の例による。

2 令和2年4月1日から令和6年3月31日までの間に新たに取得された地方税法等の一部を改正する法律（令和 年法律第 号）第1条の規定による改正前の地方税法（昭和25年法律第226号。次項及び第4項において「旧法」という。）附則第15条第25項に規定する特定再生可能エネルギー発電設備に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

3 平成29年4月1日から令和6年3月31日までの間に受けた旧法附則第15条第32項に規定する政府の補助に係る同項に規定する特定事業所内保育施設の用に供する固定資産に対して課する固定資産税及び都市計画税については、なお従前の例による。

4 都市再生特別措置法等の一部を改正する法律（令和2年法律第43号）の施行の日から令和6年3月31日までの間に整備された旧法附則第15条第39項に規定する滞在快適性等向上施設等の用に供する固定資産に対して課する固定資産税及び都市計画税については、なお従前の例による。